

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♣ ゴルフ会員権の譲渡損

Q : 私はサラリーマンですが、昨年売却したゴルフの会員権の損失は、給与所得と相殺することができますか？

A : 相殺することができます。

【解説】

ゴルフの会員権には、預託金制のものと株式形態のものがありますが、いずれの会員権を譲渡した場合でも、譲渡所得(会員権の譲渡が営利目的で継続的に行われているときは、事業所得又は雑所得となります)となり、他の所得と総合して課税されることとなっています。

そして、ゴルフの会員権を譲渡して損失が出た場合は、その者の他の所得金額から控除(損益通算)することが認められています。

したがって、お尋ねのように、給与所得者がゴルフの会員権を譲渡して、譲渡損が出た場合には、確定申告において給与所得の金額とゴルフ会員権の譲渡損を損益通算することができ、その損失額に対応する所得税額の還付を受けることができます。

また、そのゴルフ場を経営する会社が民事再生法や会社更生法に基づく更生計画の認可決定があった場合であっても、会員が従来どおり、優先的施設利用権(プレー権)を行使できる状況にある会員権をゴルフ会員権の仲介事業者を通じて譲渡したものである場合には、譲渡損失として他の所得金額と損益通算できることとなっています。

